(証券コード5936)
平成19年６月５日

株　主　各　位

大阪市中央区南船場二丁目３番２号
東洋シヤッター株式会社
代表取締役社長　藤　田　和　育

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。
　さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成19年６月21日（木曜日）午後５時15分までに到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　平成19年６月22日（金曜日）　午前10時
2．場　　所　大阪市中央区南船場２丁目４番10号
　チサンホテル心斎橋　第一会場
3．会議の目的事項
　報告事項
　1．第52期（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2．第52期（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　定款一部変更の件
　第２号議案　当社普通株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件
　第３号議案　取締役６名選任の件
　第４号議案　監査役１名選任の件
　第５号議案　監査役補欠者１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類および事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.toyo-shutter.co.jp）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事　業　報　告

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、好調な企業収益に支えられ、設備投資も継続的に拡大し、雇用環境も改善するなど、景気は緩やかながらも着実な拡大を続けました。一方、石油関連の原材料の値上りおよび高値圏での推移もあり、手放しで楽観できる状況でもありませんでした。

当シャッター業界におきましても、民間設備投資の好調を背景に、シャッター・ドア関連商品の売上は順調に推移いたしました。しかし、建設業界の激しい受注競争が引続くなか、資材高騰の影響もあり、厳しい状況を脱したとは言えませんでした。

このような状況の下、当社におきましては「収益性の向上」を基本理念に、採算を重視した受注活動、小口ながらも利益率の高いリテール部門およびメンテナンス部門に注力する営業戦略を継続した結果、受注高は前連結会計年度比6.1%増の21,878百万円、受注残高は前連結会計年度比10.5%増の6,636百万円となり、売上高は前連結会計年度比4.1%増の21,250百万円となりました。

利益面におきましては、収益重視の営業戦略により選別受注の強化、営業・製造両面にわたる徹底したコスト削減に精一杯努めました。しかし、一方で、昨今の雇用環境の変化に対応する為の人材確保や、内部統制監査に対応する体制構築に関連する費用等、今後の当社業績発展に資するものとして当初計画外に前倒しで費用も支出いたしました。その結果、営業利益は前連結会計年度比59百万円減の966百万円となりました。経常利益につきましても、前連結会計年度比75百万円減、平成18年11月13日の公表計画比では44百万円減の805百万円となりました。

当期純利益につきましても、前連結会計年度比79百万円減で平成18年11月13日の公表計画比55百万円減の744百万円となりました。

(2)資金調達の状況および設備投資の状況

当連結会計年度中においては、重要な資金調達を行っておりません。

当連結会計年度における設備投資は、総額46,357千円であり、その主なものは、設備の更新であります。

なお、上記のほかに設備投資およびIT関連に係るリース契約が129,406千円あります。

また、設備投資の所要資金は、自己資金でまかなっております。

(3)対処すべき課題

中期的な経営戦略

当社グループの中期的な経営戦略といたしまして、平成18年４月をスタートとする新中期経営計画『レボリューション３』（平成18年４月～平成21年３月）を策定しております。新中期経営計画は、再建計画終結後、将来に向けて大きな飛躍をする為の基盤としての３年間と位置づけており、最終年度において売上高235億円、経常利益13億円、当期純利益12億円を展望しております。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

[中期経営計画骨子]

①組織改革による意思決定の迅速化と組織の強化

・執行役員制度と本部制導入により意思決定を迅速化し、収益機会の増大を図る。

・危機管理・内部統制体制施行による組織体制強化。

②業容拡大および効率化のための設備投資

・生産設備への積極的投資による生産効率増大、経費削減。

・効果的な営業拠点見直しにより営業の質的強化を図る。

・IT投資による会社経営の効率化。

③リテール営業の更なる強化

・従来に引続き、リテール営業基盤強化による収益機会の拡大。

・スチールドア販売をリテール営業で積極展開することによる収益機会の拡大。

(4)財産および損益の状況の推移

区　　分	平成15年度 第49期	平成16年度 第50期	平成17年度 第51期	平成18年度 第52期 (当連結会計年度)
受　注　高	19,251,222千円	19,834,462千円	20,623,128千円	21,878,691千円
売　上　高	19,201,934千円	19,834,039千円	20,421,736千円	21,250,339千円
経常利益	917,777千円	883,637千円	881,289千円	805,519千円
当期純利益	765,445千円	816,121千円	823,706千円	744,367千円
１株当たり 当期純利益	14円79銭	15円78銭	14円75銭	131円84銭
総　資　産	18,380,688千円	18,216,668千円	17,612,188千円	19,546,411千円
純　資　産	2,239,497千円	3,049,911千円	3,867,752千円	4,385,656千円

(注) 1.　１株当たり当期純利益は、連結当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均普通株式数（除く自己株式数）で除して算出しております。

2.　平成18年度（第52期）において、平成18年９月１日付で株式10株を１株に併合しております。

(5)重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
南東洋シヤッター株式会社	20,000 千円	100 %	外 注 業 務 の 請 負

(6)主要な事業内容

各種シャッターおよびその他の建築用建具・建材の製造・取付および販売
防災・防犯機器の製造・取付および販売
建築用金物・船舶用金具・装飾金物・家具厨房機器の製造および販売
建築物の設備機器・資材・什器設備・消耗品の仕入・販売および輸出入に関する業務
各種電気輸送機および電気装置用機械器具ならびに材料の販売・据付および修理
上記の保守業務
不動産の売買・賃貸借・仲介および管理
工業所有権・著作権等の無体財産権・ノウハウ・システムエンジニアリング・その他ソフトウェアの取得・貸与および販売
上記に関連する業務

(7)主要な営業所および工場

本　　社　(大阪市)
東京本社　(東京都中央区)
支　　店　東京支店(東京都中央区)、東京ビル建支店(東京都中央区)、
東日本メンテ支店(東京都墨田区)、横浜支店(横浜市)、
名古屋支店(名古屋市)、京都支店(京都市)、大阪支店(大阪市)、
大阪ビル建支店(大阪市)、関西メンテ支店(大阪市)、
神戸支店(神戸市)、中四国支店(広島市)、九州支店(福岡県糟屋郡)、
西日本メンテ支店(福岡県糟屋郡)
営 業 所　全国主要都市55ヶ所
工　　場　つくば工場(茨城県稲敷市)、奈良工場(奈良県磯城郡)、
九州工場(鹿児島県姶良郡)、
子 会 社　南東洋シヤッター株式会社(鹿児島県姶良郡)

(8)従業員の状況

企業集団の使用人の状況

事業の部門等の名称	従業員数
管理部門	57 名
営業部門	479
製造部門	148
合計	684

(注) 上記従業員数には、当社グループから当社グループ外への出向者２名を除いた就業人員であります。

(9)主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,114,285 千円
株式会社三井住友銀行	1,264,285
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,264,285
株式会社りそな銀行	371,428
住友信託銀行株式会社	185,714

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため総額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、当事業年度末日現在の借入金未実行残高は500百万円であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行済株式の総数

①発行可能株式総数	普通株式	17,748,000株
	第１回優先株式	3,000,000株
②発行済株式の総数	普通株式	5,187,123株
	第１回優先株式	2,000,000株

(2)株主数

普通株式	7,294名
第１回優先株式	１名

(3)大株主

(普通株式)

株主名	持株数
株式会社みずほ銀行	252 千株
野村證券株式会社	197
東洋シヤッター取引先持株会	149
日本生命保険相互会社	149
東洋シヤッター従業員持株会	130
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	121
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	106
松井証券株式会社	75
日本証券金融株式会社	73
株式会社細井	66

(注) 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	121千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	106千株

(第１回優先株式)

株主名	持株数
株式会社みずほ銀行	2,000 千株

(注) 第１回優先株式は議決権を有しておりません。

(4)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.　会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役

地　　位	氏　　名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	藤　田　和　育	執行役員社長、全般統括
取　　締　　役	山　本　　宣	執行役員副社長、全般統括補佐、 内部統制統括部担当
取　　締　　役	岩　出　政　和	専務執行役員、生産製品本部長
取　　締　　役	岡　田　敏　夫	常務執行役員、企画管理本部長
取　　締　　役	生　瀬　　均	常務執行役員、営業本部長
常勤監査役	青　山　幹　雄	
常勤監査役	山　口　正　明	
監　　査　　役	津　田　尚　廣	(弁護士　なにわ橋法律事務所パートナー)
監　　査　　役	堤　　昌　彦	(公認会計士　堤公認会計士事務所所長)

(注) 1.　監査役　津田　尚廣氏、堤　昌彦氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2.　監査役　津田　尚廣氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を有するものであります。
3.　監査役　堤　昌彦氏は、公認会計士としての豊富な経験と優れた識見を有するものであります。
4.　当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者　小林喜雄氏を選任しております。
5.　当社は執行役員制度を採用しており、平成19年３月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担　　当
執行役員社長	藤田　和育	代表取締役社長、全般統括
執行役員副社長	山本　　宣	取締役、全般統括補佐、内部統制統括部担当
専務執行役員	岩出　政和	取締役、生産製品本部長
常務執行役員	岡田　敏夫	取締役、企画管理本部長
常務執行役員	生瀬　　均	取締役、営業本部長
常務執行役員	三邑　政輝	営業本部東日本営業ユニット部門長
上席執行役員	増山　久雄	営業本部営業管理部長兼営業企画室長兼EM営業部長
執行役員	加茂　達男	生産製品本部生産ユニット部門長
執行役員	右川　久善	営業本部関西営業ユニット部門長
執行役員	丸山　明雄	企画管理本部副本部長兼経理部長
執行役員	金久　史郎	営業本部西日本営業ユニット部門長兼営業推進部長
執行役員	村中　正人	営業本部メンテ営業ユニット部門長

(2)取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	当期支給額	摘　　要
取　締　役	5 人	76,365 千円	
監　査　役	4 人	23,520 千円	
計	9 人	99,885 千円	

(3)社外役員に関する事項

監査役　　津田　尚廣、堤　昌彦

ア．他の会社の業務執行者との兼職状況

該当事項はありません。

イ．他の会社の社外役員の兼任状況

監査役　津田　尚廣　株式会社アイディーユーの社外監査役であります。

監査役　堤　　昌彦　株式会社ニチダイの社外監査役であります。

ウ．当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会(23回開催)	監査役会(８回開催)
	出席回数(回) 出席率(%)	出席回数(回) 出席率(%)
監　査　役　　津田　尚廣	16回・69.5%	7回・87.5%
監　査　役　　堤　　昌彦	18回・78.3%	8回・100%

各社外監査役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、公正な意見の表明を行いました。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外監査役と、当社の間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と契約した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結以降社外監査役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なくその任務を怠ったことにより会社に損害を加えた場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。

オ．社外役員の報酬等の総額

区　　分	人　　数	当期支給額
社外役員の報酬等の総額	2 人	4,704 千円

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

栄監査法人

(2)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	20,000 千円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	20,000 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には証券取引法の監査の報酬等の額を含めております。

(4)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5)解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図る。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、月１回の開催実績を維持し、その他必要に応じ随時開催して取締役間の意志疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象である。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図る。後述する項番(5)の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものである。

(2)取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TSコンティンジェンシープラン」を定め、リスクの低減に努めるものとする。

②同じく各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織として内部統制統括部を設置する。内部統制統括部にはコンプライアンス室、リスク管理室、業務監査室、品質管理室を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。

③内部統制統括部は業務監査室が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各室がリスク管理に係わる規程を定め行動する。

④役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、内部統制統括部で把握した当社のリスクに関する事象への全社的対応の協議を行う。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとする。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行う。

②職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5)使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化する。

②コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織の内部統制統括部にコンプライアンス室を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行う。

③役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、内部統制統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行う。
④内部監査部門として、業務の執行部門から独立した組織の内部統制統括部に業務監査室を置き、使用人の業務執行状況を監査する。
⑤監査役は当社の法令遵守体制および内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6)株式会社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

①グループ会社の業務の適正を確保するため、「TS役職員行動規範」をグループ会社にも適用し周知徹底するものとする。
②グループ会社は当社に準じて規程類を整備するものとする。
③グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、内部統制統括部業務監査室による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとする。
④同じく、内部統制統括部各室により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
⑤監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人を、当社は置かない。
②ただし、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとする。
③監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
④監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。

(8)取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役および使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

②前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする。

イ．当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。

ロ．当社のグループ会社内部監査の活動状況。

ハ．当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更。

ニ．業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容。

ホ．内部通報制度の運用および通報の内容。

ヘ．稟議書および監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。

7. 剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、中長期的な成長による企業価値向上と株主の皆様への利益還元とのバランス最適化を最重要課題のひとつとして位置付けしております。前期での再建計画終結を踏まえ、更なる飛躍のための設備投資や研究開発投資に必要な内部留保の確保、財務状況や業績等勘案しながら、配当性向20%を最低確保しつつ、今後の業績に見合った配当を継続していきたいと考えております。

この方針に基づき、当期の剰余金の配当としましては、１株当たり年間30円00銭を平成19年５月14日開催の取締役会で決定しております。

また、平成20年３月期の配当につきましては、厚生年金基金代行返上にともなう代行返上益は特別利益として1,893百万円計上される見込みですが、キャッシュフローをともなわない会計上の処理となりますので、該当する利益を除外し平成18年４月をスタートとする中期経営計画『レボリューション３』(平成18年４月～平成21年３月）２年度計画通りの当期純利益1,100百万円に対する配当性向20%である１株当たり年間42円00銭の配当を予定しております。この場合、実際の配当性向は7.5%であります。厚生年金基金代行返上にともなう代行返上益は自己資本の充実へ当てさせていただきます。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成19年３月31日現在)　　単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,543,562**	**流動負債**	**11,121,337**
現金及び預金	1,083,105	支払手形及び買掛金	5,305,649
受取手形及び売掛金	5,629,233	短期借入金	3,500,000
棚卸資産	3,191,705	長期借入金(1年以内返済予定)	500,000
その他	698,786	未払金	558,759
貸倒引当金	△ 59,267	未払法人税等	74,588
固定資産	**9,002,848**	賞与引当金	184,229
有形固定資産	**8,620,467**	その他	998,110
建物及び構築物	3,815,838	**固定負債**	**4,039,416**
機械装置及び運搬具	540,788	長期借入金	2,500,000
工具器具備品	116,378	長期繰延税金負債	28
土地	4,147,461	退職給付引当金	1,539,388
無形固定資産	**54,869**	**負債合計**	**15,160,754**
電話加入権	37,041	**純資産の部**	
その他	17,827	**株主資本**	**4,385,614**
投資その他の資産	**327,511**	**資本金**	**1,838,213**
投資有価証券	12,882	**資本剰余金**	**0**
その他	339,854	**利益剰余金**	**2,575,014**
貸倒引当金	△ 25,225	**自己株式**	**△ 27,614**
		評価・換算差額等	**42**
		その他有価証券評価差額金	**42**
		純資産合計	**4,385,656**
資産合計	**19,546,411**	**負債・純資産合計**	**19,546,411**

連結損益計算書

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

単位：千円

科目	金額	
売上高		21,250,339
売上原価		15,840,038
売上総利益		**5,410,301**
販売費及び一般管理費		4,443,781
営業利益		**966,520**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,936	
償却債権取立益	4,607	
受取手数料	4,476	
受取保険配当金	6,688	
受取賠償金	6,163	
その他	1,391	25,262
営業外費用		
支払利息	94,804	
借入手数料	56,021	
その他	35,437	186,263
経常利益		**805,519**
税金等調整前当期純利益		**805,519**
法人税、住民税及び事業税		61,152
当期純利益		**744,367**

連結株主資本等変動計算書

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

単位：千円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年３月31日残高	1,838,213		2,046,732	△ 17,293	3,867,652
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△216,084		△216,084
当期純利益			744,367		744,367
自己株式の取得				△ 10,322	△ 10,322
自己株式の処分		0		0	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	528,282	△ 10,321	517,961
平成19年３月31日残高	1,838,213	0	2,575,014	△ 27,614	4,385,614

単位：千円

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年３月31日残高	99	99	3,867,752
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△216,084
当期純利益			744,367
自己株式の取得			△ 10,322
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 57	△ 57	△ 57
連結会計年度中の変動額合計	△ 57	△ 57	517,904
平成19年３月31日残高	42	42	4,385,656

(注)「自己株式の処分」は、端株の売却によるものであります。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

連結子会社　　１社

南東洋シヤッター株式会社

なお、持分法適用会社はありません。

2．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

3．会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有　価　証　券

その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額金は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。

時価のないもの　総平均法による原価法

②棚　卸　資　産　主として移動平均法による原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産　主として定額法

なお、主な耐用年数は建物３～50年、機械装置及び運搬具２～13年になります。

②無形固定資産　主として定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員に対する賞与支払に備えて、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異（2,083,419千円）については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

(追加情報)

当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について平成18年１月31日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当連結会計年度末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は、2,481,626千円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当連結会計年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44－２項を適用した場合に生じる損益の見込額は、1,893,108千円であります。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①重要なリース取引の処理方法　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

②消費税等の会計処理方法　税抜方式を採用しております。

4．連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

5．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等、自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会最終改正平成18年８月11日　企業会計基準第１号）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会最終改正平成18年８月11日　企業会計基準適用指針第２号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、4,385,656千円であります。

会社計算規則の施行により、当連結会計年度における連結計算書類は、会社計算規則により作成しております。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産は次のとおりであります。

土　　地	4,144,837千円
建物及び構築物	3,712,554千円
計	7,857,392千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

借　入　金	6,500,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　7,103,187千円

3．コミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	1,000,000千円
当連結会計年度末借入未実行残高	500,000千円

4．連結会計年度末日の満期手形の処理について

連結会計年度末日の満期手形の処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。

受　取　手　形	171,694千円
支　払　手　形	877,543千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普　通　株　式	5,187,123株
第１回優先株式	2,000,000株

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成18年９月14日臨時株主総会	普　通　株　式	155,044	3	平成18年３月31日	平成18年９月14日
平成18年９月14日臨時株主総会	第１回優先株式	61,040	3.052	平成18年３月31日	平成18年９月14日

(注)　平成18年６月23日定時株主総会で、承認決議いただきました第51期利益処分案について、利益準備金の積立洩れにより決議が無効であることが判明いたしました。よって平成18年９月14日臨時株主総会を開催し、あらためて平成18年３月31日を配当基準日とする議案を含む第51期利益処分案について、承認決議いただきました。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成19年５月14日取締役会	普　通　株　式	利益剰余金	154,865	30	平成19年３月31日	平成19年６月25日
平成19年５月14日取締役会	第１回優先株式	利益剰余金	63,418	31.709	平成19年３月31日	平成19年６月25日

１株当たり情報に関する注記

1．１株当たり純資産額　643円57銭

2．１株当たり当期純利益　131円84銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(備考)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年５月22日

東洋シヤッター株式会社
取　締　役　会　御　中

栄　監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　國　分　紀　一　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　迫　田　清　己　㊞

当監査法人は、会社法第444第４項の規定に基づき、東洋シヤッター株式会社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シヤッター株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(平成19年３月31日現在)　　単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,543,130**	**流動負債**	**11,124,207**
現金及び預金	1,074,467	支払手形	4,200,302
受取手形	2,923,508	買掛金	1,115,382
売掛金	2,705,724	短期借入金	3,500,000
製品	8,329	長期借入金(1年以内返済予定)	500,000
材料	597,830	未払金	558,759
仕掛品	2,552,761	未払法人税等	74,406
貯蔵品	34,053	未払費用	39,773
前払費用	93,376	前受金	871,510
短期貸付金	8,790	預り金	74,613
未収金	556,964	賞与引当金	180,172
その他	46,654	設備支払手形	9,286
貸倒引当金	△ 59,330	**固定負債**	**4,026,615**
固定資産	**9,000,042**	長期借入金	2,500,000
有形固定資産	**8,592,522**	長期繰延税金負債	28
建物	3,604,066	退職給付引当金	1,526,586
構築物	211,404	**負債合計**	**15,150,822**
機械装置	508,414	**純資産の部**	
車輌運搬具	6,250	**株主資本**	**4,392,306**
工具器具備品	114,924	**資本金**	**1,838,213**
土地	4,147,461	**資本剰余金**	**0**
無形固定資産	**54,483**	その他資本剰余金	0
電話加入権	36,748	**利益剰余金**	**2,581,707**
その他	17,734	利益準備金	21,608
投資その他の資産	**353,036**	その他利益剰余金	2,560,099
投資有価証券	12,882	繰越利益剰余金	2,560,099
関係会社株式	20,000	**自己株式**	△ **27,614**
長期貸付金	48,695	**評価・換算差額等**	**42**
破産・更生債権等	25,204	**その他有価証券評価差額金**	**42**
差入保証金	163,852	**純資産合計**	**4,392,349**
事業保険積立金	30,000		
長期前払費用	69,675		
その他	8,002		
貸倒引当金	△ 25,275		
資産合計	**19,543,172**	**負債・純資産合計**	**19,543,172**

損　益　計　算　書

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

単位：千円

科目	金額	
売上高		21,250,339
売上原価		15,883,967
売上総利益		**5,366,372**
販売費及び一般管理費		4,401,764
営業利益		**964,608**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,184	
償却債権取立益	4,607	
受取手数料	4,476	
受取保険配当金	6,688	
受取賠償金	6,163	
その他	1,390	25,510
営業外費用		
支払利息	94,804	
借入手数料	56,021	
その他	35,437	186,263
経常利益		**803,854**
税引前当期純利益		**803,854**
法人税、住民税及び事業税		60,970
当期純利益		**742,884**

株主資本等変動計算書

（平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで）

単位：千円

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年３月31日残高	1,838,213		
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分		0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計		0	0
平成19年３月31日残高	1,838,213	0	0

単位：千円

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年３月31日残高		2,054,907	2,054,907	△ 17,293	3,875,827
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	21,608	△ 237,693	△ 216,084		△ 216,084
当期純利益		742,884	742,884		742,884
自己株式の取得				△ 10,322	△ 10,322
自己株式の処分				0	1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	21,608	505,191	526,800	△ 10,321	516,479
平成19年３月31日残高	21,608	2,560,099	2,581,707	△ 27,614	4,392,306

単位：千円

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年３月31日残高	99	99	3,875,927
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 216,084
当期純利益			742,884
自己株式の取得			△ 10,322
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 57	△ 57	△ 57
事業年度中の変動額合計	△ 57	△ 57	516,421
平成19年３月31日残高	42	42	4,392,349

(注)「自己株式の処分」は、端株の売却によるものであります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有　価　証　券	その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。 時価のないもの 総平均法による原価法
子会社株式	総平均法による原価法
棚卸資産	移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産	定額法 なお、主な耐用年数は建物３～50年、機械装置２～13年になります。
無形固定資産	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与支払に備えて、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異（2,067,611千円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。 (追加情報) 当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について平成18年１月31日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。 当事業年度末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は2,481,626千円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告)」(公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44－２項を適用した場合に生じる損益の見込額は、1,893,108千円であります。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
消費税等の会計処理方法	税抜方式を採用しております。

(5)会計処理の変更　　貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等、自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正
当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会最終改正　平成18年８月11日　企業会計基準第１号）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　最終改正　平成18年８月11日　企業会計基準適用指針第２号）を適用しております。
これによる損益に与える影響はありません。
なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、4,392,349千円であります。
会社計算規則の施行により、当事業年度における計算書類は、会社計算規則により作成しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産

土地	4,144,837千円
建物	3,564,125千円
構築物	148,428千円
計	7,857,392千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

借入金	6,500,000千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額　6,828,352千円

(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期債権	7,000千円
短期債務	10,035千円
長期債権	5,575千円

(4)コミットメントライン契約
運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行とコミットメントライン契約を締結しております。
当事業年度末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	1,000,000千円
当事業年度末借入未実行残高	500,000千円

(5)当事業年度末日の満期手形の処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれております。

受取手形	171,694千円
支払手形	877,543千円

3．損益計算書に関する注記
関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高	
関係会社からの仕入高	118,069千円
営業取引以外の取引高	248千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	24,928株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
繰越欠損金控除による税金回収見込額	2,828,522千円
賞与引当金	72,861千円
退職給付引当金	617,351千円
貸倒引当金	4,548千円
その他	5,691千円
繰延税金資産小計	3,528,976千円
評価性引当額	△3,528,976千円
繰延税金資産合計	0千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△28千円
繰延税金負債合計	△28千円
繰延税金負債の純額	△28千円

6．リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	工具他
取得価額相当額	252,036千円
減価償却累計額相当額	120,257千円
期末残高相当額	131,779千円

(注)　取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算出しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内	58,775千円
1年超	73,003千円
合計	131,779千円

(注)　未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算出しております。

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	51,225千円
減価償却費相当額	51,225千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7．関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金(千円)	事業等の内容	議決権の所有割合	議決権の被所有割合	関係内容 役員の兼任	関係内容 事業上の関係	取引の内容(注)	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	南東洋シヤッター(株)	鹿児島県姶良郡蒲生町	20,000	外注業務の請負	100%	0%	―	外注先	外注加工	118,069	買掛金	10,035
									運転資金の貸付	7,000	貸付金	12,575
									貸付金利息	248	―	―

取引条件及び取引方針の決定等

(注)　価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

(1)１株当たり純資産額　644円87銭

(2)１株当たり当期純利益　131円56銭

(備考)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年５月22日

東洋シヤッター株式会社
取　締　役　会　御　中

栄　監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　國　分　紀　一　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　迫　田　清　己　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東洋シヤッター株式会社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制統括部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

第52回定時株主総会に取締役が提出しようとする議案について調査いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 議案の監査結果

第52回定時株主総会に取締役が提出しようとする議案について指摘すべき事項は認められません。

平成19年５月24日

東洋シヤッター株式会社　監査役会

常勤監査役　青　山　幹　雄　㊞

常勤監査役　山　口　正　明　㊞

社外監査役　津　田　尚　廣　㊞

社外監査役　堤　　昌　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

当社株主名簿管理人の変更にともない、定款第10条の12を新設し、取得請求場所の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章の２　優 先 株 式 〔新　　設〕 〔新　　設〕	第２章の２　優 先 株 式 (発行内容の一部変更) 第10条の12　当会社が、優先株式発行に際して取締役会に委任して定めた内容のうち、転換請求受付場所については下記のとおり変更し、当社が取締役会に委任していた事項より除く。なお、その他の事項については、当社が取締役会に委任した事項から除かれない。 取得請求受付場所 東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社　本店 附　　則 第10条の12の変更の効力は、みずほ信託銀行株式会社が株主名簿管理人としての取扱事務を開始する日（平成19年６月23日）に発生するものとする。

第２号議案　当社普通株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成19年５月14日開催の取締役会（以下「本取締役会」という。）において、下記2.「本プランの内容」に記載される内容による、当社普通株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）を、本総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として導入することを決議いたしました。つきましては、株主の皆様に本プランを導入することのご承認をお願いするものであります。

記

1.　提案の理由

当社は、本取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を下記(1)「基本方針の内容」記載のとおり定めました。本プランは、下記(2)「本プラン導入の目的」に記載のとおり、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、その導入をお諮りするものであります。

(1)　基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主のあり方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社普通株式の大量の買付行為や買付提案の中には、株主に普通株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

(2) 本プラン導入の目的

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあり、こうした大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれも増大しています。

とりわけ、シャッター業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、当社の、設計・製造・施工の一貫システム体制の構築、維持および適切な運用が必要であります。当該一貫システム体制は当社が長年にわたり蓄積した経営ノウハウに基づき構築されたものであり、これにより、お客様の多様なニーズに対して適切かつ柔軟に対応することが可能となっております。これらが当社の株式の買付けを行うものにより中長期的に維持され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

また、当該一貫システム体制を運用するにあたっては、設計・製造・施工に関する専門的知識や、主に従業員に蓄積されている運用ノウハウおよび経験が必要であり、かつ、お客様との長期にわたる関係構築が不可欠であります。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社普通株式に対する大量買付が行われた際に、係る大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等(下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」という。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。)。

(b) 新株予約権の無償割当と独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当の要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当の概要」にて後述するものとし、その行使により普通株式が発行されるものを「本普通株式新株予約権」、その行使により優先株式が発行されるものを「本優先株式新株予約権」といい、これらを併せて、以下「本新株予約権」と総称する。）を、その時点の全ての普通株式の株主（本普通株式新株予約権が割当てられます。）および優先株式（もしあれば）の株主（本優先株式新株予約権が割り当てられます。）に対して新株予約権無償割当の方法（会社法第277条以降に規定されます。）によりそれぞれ割当てます。

なお、本新株予約権の無償割当の実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙１をご参照下さい。）に従い、(ⅰ)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役または(ⅲ)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」という。）の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの導入当初における独立委員会の委員には、高木　新二郎氏、宮﨑　誠氏および新保　克芳氏が、それぞれ就任する予定です（各委員の略歴については別紙２をご参照下さい。）。

(c) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当がなされた場合で、買付者等以外の普通株式の株主の皆様による本新株予約権の行使により、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の普通株式の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社普通株式の議決権割合は、最大約66.7％まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、以下①または②に該当する買付またはこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」という。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当がなされることとなります。

① 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付[5]に係る株券等の株券等所有割合[6]およびその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」という。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称する。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

① 買付者等およびそのグループ（共同保有者[8]、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）

② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性に関する情報等を含む。）

③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。）

④　買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）

⑤　買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

⑥　買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

⑦　その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施することを勧告します。

1　証券取引法第27条の23第１項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2　証券取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
3　証券取引法第27条の23第４項に定義されます。以下同じとします。
4　証券取引法第27条の２第１項に定義されます。以下②において同じとします。
5　証券取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。
6　証券取引法第27条の２第８項に定義されます。以下同じとします。
7　証券取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。
8　証券取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

①　当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として60日間を超えないものとする。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含む。以下同じ。)、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含む。）の提供が充分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」という。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当社取締役会等を通じて、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉を行い、または株主の皆様に対して当社取締役会等による代替案（もしあれば）の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等による買付等の意向の表明時点、独立委員会検討期間の開始時点、独立委員会検討期間の終了時点その他独立委員会が適切と判断する各時点において、独立委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告または決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨、延長・再延長の延長期間および理由の概要を含む。）について、速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)または(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当の効力発生日までは本新株予約権の無償割当の中止、本新株予約権の無償割当の効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(ⅰ)当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ⅱ)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当の要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当の要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見または独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当の不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当の実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③　独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとする。)。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当の実施または不実施の勧告や当社取締役会等による代替案（もしあれば）の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当の実施または不実施等（本新株予約権の無償割当の中止および本新株予約権の無償取得を含む。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(f) 種類株主総会の決議

当社取締役会は、上記(e)記載の決議のうち本新株予約権無償割当の実施の決議を行う場合に、係る本新株予約権無償割当に法令上種類株主総会の決議が必要とされる場合には、本新株予約権無償割当の実施の決議は法令上必要とされる種類株主総会の承認を条件とするものとし、かつ、速やかに当該種類株主総会を開催するものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当の要件

当社は、買付者等による買付等が次のいずれかに該当する場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

(a) 上記(2)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供および独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全普通株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）等株主に普通株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

(f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画および買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等であると合理的な根拠をもって判断できる場合

(g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当の概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本普通株式新株予約権については、当社取締役会が、本普通株式新株予約権の無償割当の取締役会決議（以下「本普通株式新株予約権無償割当決議」という。）において別途定める割当期日（以下「本普通株式新株予約権割当期日」という。）における当社の最終の発行済普通株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式の数を控除する。）に相当する数とします。

本優先株式新株予約権については、当社取締役会が、本優先株式新株予約権の無償割当の取締役会決議（以下「本優先株式新株予約権無償割当決議」という。）において別途定める割当期日（以下「本優先株式新株予約権割当期日」という。）における当社の最終の発行済優先株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社優先株式の数を控除する。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

本普通株式新株予約権については、本普通株式新株予約権割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の普通株式の株主に対し、その保有する当社普通株式１株につき本普通株式新株予約権１個の割合で、本普通株式新株予約権を無償で割り当てます。

本優先株式新株予約権については、本優先株式新株予約権割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の優先株式の株主に対し、その保有する当社優先株式１株につき本優先株式新株予約権１個の割合で、本優先株式新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当の効力発生日

当社取締役会が本普通株式新株予約権無償割当決議および本優先株式新株予約権無償割当決議においてそれぞれ別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本普通株式新株予約権については、本普通株式新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本普通株式新株予約権１個当たりの目的である普通株式の数（以下「対象普通株式数」という。）は、別途調整がない限り0.5株とします。

本優先株式新株予約権については、本優先株式新株予約権の目的である株式の種類は当社優先株式とし、本優先株式新株予約権１個当たりの目的である優先株式の数（以下「対象優先株式数」という。）は、別途調整がない限り原則として0.5株とします。

ただし、本新株予約権１個当たりの目的である普通株式および優先株式の株数は、原則として同数になるものとします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本普通株式新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本普通株式新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社普通株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本普通株式新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

本優先株式新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本優先株式新株予約権の行使に際して出資される財産の当社優先株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社優先株式１株の公正価額の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本優先株式新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本普通株式新株予約権については、本普通株式新株予約権の無償割当の効力発生日または本普通株式新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、１ヶ月間から２ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本普通株式新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。ただし、下記(ⅰ)項②に基づき当社による本普通株式新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本普通株式新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

本優先株式新株予約権については、本優先株式新株予約権の無償割当の効力発生日または本優先株式新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、１ヶ月間から２ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本優先株式新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。ただし、下記(ⅰ)項②に基づき当社による本優先株式新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本優先株式新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(ⅰ)特定大量保有者[9]、(ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(ⅲ)特定大量買付者[10]、(ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(ⅴ)上記(ⅰ)ないし(ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(ⅵ)上記(ⅰ)ないし(ⅴ)記載の者の関連者[11](以下、(ⅰ)ないし(ⅵ)に該当する者を「特定買付者等」と総称する。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(ⅰ)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。

9 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本普通株式新株予約権無償割当決議もしくは本優先株式新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

10 「特定大量買付者」とは、公開買付によって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の２第１項に定義されます。以下、本(ⅲ)において同じとする。）の買付等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下、本(ⅲ)において同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第７条第１項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議もしくは本優先株式新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本普通株式新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本普通株式新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本普通株式新株予約権１個につき対象普通株式数の当社普通株式を交付することができます。当社は係る本普通株式新株予約権の取得を複数回行うことができます。

③　当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本優先株式新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本優先株式新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本優先株式新株予約権１個につき対象優先株式数の当社優先株式を交付することができます。当社は係る本優先株式新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年６月開催予定の定時株主総会の終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当を行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

(6) 本プランの廃止および修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、係る新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合を含む。）には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または修正・変更された場合には、当該廃止または修正・変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成19年５月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(ご参考)

本プランの導入および本新株予約権の無償割当に際して株主の皆様に与える影響、並びに、本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案のご承認をお願いするものであります。

株主の皆様への影響について：

本プランの導入および本新株予約権の無償割当に際して株主の皆様に与える影響は、下記(1)および(2)のとおりです。

(1) 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当により株主の皆様に与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当の手続および名義書換手続

当社取締役会において、本普通株式新株予約権無償割当決議を行った場合には、当社は、当該決議において本普通株式新株予約権割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、本普通株式新株予約権割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された普通株式の株主の皆様（以下「割当対象普通株主」という。）に対し、その保有する当社普通株式１株につき本普通株式新株予約権１個の割合で、本普通株式新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、普通株式の株主の皆様におかれては、本普通株式新株予約権割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)。なお、割当対象普通株主の皆様は、当該本普通株式新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本普通株式新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

当社取締役会において、本優先株式新株予約権無償割当決議を行った場合には、当社は、当該決議において本優先株式新株予約権割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、本優先株式新株予約権割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された優先株式の株主の皆様（以下「割当対象優先株主」という。）に対し、その保有する当社優先株式１株につき本優先株式新株予約権１個の割合で、本優先株式新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、優先株式の株主の皆様におかれては、本優先株式新株予約権割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)。なお、割当対象優先株主の皆様は、当該本優先株式新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本優先株式新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当の効力発生日までに本新株予約権の無償割当を中止し、または本新株予約権の無償割当の効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに、当社株式を交付することなく本新株予約権を無償にて取得する場合があります。また、係る本新株予約権無償割当に法令上種類株主総会の決議が必要とされる場合には、本新株予約権無償割当の実施の決議は法令上必要とされる種類株主総会の承認を条件とするものとし当社は速やかに当該種類株主総会を開催するものとしますが、当該種類株主総会において本新株予約権の無償割当が承認されない場合もあります。これらの場合には、１株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動等により損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本普通株式新株予約権については、本普通株式新株予約権の無償割当後、株主の皆様においては、本普通株式新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本普通株式新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社普通株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本普通株式新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払込むことにより、１個の本普通株式新株予約権につき、別途調整がない限り0.5株の当社普通株式が発行されることになります。

本優先株式新株予約権については、本優先株式新株予約権の無償割当後、株主の皆様においては、本優先株式新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本普通株式新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社優先株式１株の公正価額の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本優先株式新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払込むことにより、１個の本優先株式新株予約権につき、別途調整がない限り0.5株の当社優先株式が発行されることになります。

ただし、本新株予約権１個当たりの目的である普通株式および優先株式の株数は、原則として同数になるものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社普通株式もしくは当社優先株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式もしくは当社優先株式を交付することがあります。当社が係る取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社普通株式もしくは当社優先株式を受領することとなり、その保有する当社普通株式もしくは当社優先株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本普通株式新株予約権もしくは本優先株式新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本普通株式新株予約権もしくは本優先株式新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式もしくは当社優先株式を係る株主の皆様に交付することがあります。この場合、普通株式の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による当該本普通株式新株予約権の取得の対価として、１個の本普通株式新株予約権につき別途調整がない限り0.5株の当社普通株式を受領することになり、また、優先株式の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による当該本優先株式新株予約権の取得の対価として、１個の本優先株式新株予約権につき別途調整がない限り0.5株の当社優先株式を受領することになります。ただし、本新株予約権１個当たりの目的である普通株式および優先株式の株数は、原則として同数になるものとします。なお、これらの場合、係る普通株式および優先株式株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

本プランに対する取締役会の判断およびその理由について：

本プランは、上記1.(2)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、本議案に係る委任決議に基づく株主の皆様のご承認を得て導入されるものであり、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみによって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、本プランの有効期間が３年間と定められた上、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、また、当社取締役の任期は１年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以　上

別紙１

独立委員会規程の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(ⅰ)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役、または(ⅲ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、次期定時株主総会日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
　①　本新株予約権の無償割当の実施または不実施
　②　本新株予約権の無償割当の中止または本新株予約権の無償取得
　③　その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
・上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
　①　本プランの対象となる買付等への該当性の判断
　②　買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
　③　独立委員会検討期間の設定および延長
　④　買付者等の買付等の内容の精査・検討
　⑤　当社取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
　⑥　代替案の提出の要求・代替案の検討・提示

⑦　株主に対する情報開示
⑧　本プランの修正または変更に係る承認
⑨　その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑩　当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
・独立委員会は、必要があれば、自らまたは当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する当社の代替案の提示（もしあれば）を行うものとする。
・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

別紙２

独立委員会委員略歴

高木　新二郎氏（昭和10年生まれ）
昭和38年４月　弁護士登録
昭和63年10月　裁判官任官（東京地裁判事、山形地家裁所長、新潟地裁所長、東京高裁部総括判事）
平成12年４月　弁護士再登録
平成14年１月　法学博士
平成15年５月　㈱産業再生機構産業再生委員長
平成15年６月　中央大学法科大学院教授兼務
平成19年４月　野村證券㈱顧問

宮﨑　誠氏（昭和19年生まれ）
昭和44年４月　弁護士登録　中嶋邦明法律事務所勤務
昭和49年４月　宮﨑誠法律事務所開設
昭和56年１月　石川・塚本・宮﨑法律事務所設立
昭和58年１月　大江橋法律事務所と改称
現在　弁護士法人　大江橋法律事務所　代表社員

新保　克芳氏（昭和30年生まれ）
昭和59年４月　弁護士登録　兼子・岩松法律事務所入所
平成11年11月　新保法律事務所設立
平成13年　日本知的財産協会講師
平成15年７月　㈱三協精機製作所社外取締役

以　上

第３号議案　取締役６名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（５名）は任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名を増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
1	藤　田　和　育 (昭和21年６月24日生)	昭和45年11月　当社入社 平成６年４月　当社つくば工場長 平成11年10月　当社業務管理部長 平成12年４月　当社事業推進部長兼購買部長 平成12年６月　当社取締役事業推進部長兼購買部長 平成13年３月　当社取締役購買部担当兼事業推進部長 平成13年６月　当社取締役EM事業部、購買部担当兼事業推進部長 平成14年６月　当社代表取締役社長 平成15年６月　当社代表取締役社長職務全般、生産事業部、購買部、品質管理室担当 平成16年９月　当社代表取締役社長職務全般、購買部、品質管理室担当 平成18年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括 平成19年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長、経営統括 現在に至る	普通株式 25,484株
2	山　本　　宣 (昭和25年４月30日生)	昭和48年４月　㈱第一勧業銀行入行 平成９年６月　同行船場支店長 平成11年４月　同行支店第二部部長 平成12年５月　同行支店第三部部長 平成13年５月　同行大阪支店長 平成14年４月　㈱みずほ銀行大阪中央支店長 平成15年５月　みずほスタッフ㈱常務取締役 平成17年６月　当社取締役副社長、社長補佐、監査室担当 平成18年４月　当社取締役兼執行役員副社長、全般統括補佐、内部統制統括部担当 平成19年４月　当社代表取締役副社長兼執行役員副社長、執行統括 現在に至る	普通株式 2,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
3	岩出政和 (昭和23年１月７日生)	昭和41年３月　当社入社 昭和63年10月　当社枚方工場長 平成７年４月　当社奈良工場長 平成８年４月　当社関西事業部副事業部長兼奈良工場長 平成９年６月　当社取締役関西事業部副事業部長兼奈良工場長 平成11年４月　当社取締役生産技術本部長兼資材部長 平成12年４月　当社取締役生産事業部担当兼メンテ事業部長 平成13年６月　当社取締役設計工務部、技術部担当兼メンテ事業部長 平成14年10月　当社取締役総務部、経理部、事務センター準備室担当兼経営企画室長 平成15年４月　当社取締役総務部、経理部、事務センター室担当兼経営企画室長 平成15年６月　当社取締役総務部、経理部、事務センター室、ISO推進部担当兼経営企画室長 平成16年６月　当社取締役経営企画室、総務部、経理部、事務センター室、ISO推進部担当 平成17年６月　当社取締役生産事業部、経営企画室、総務部、経理部、事務センター室、ISO推進部担当 平成18年４月　当社取締役兼専務執行役員生産製品本部長 平成19年４月　当社専務取締役兼専務執行役員生産製品本部長 現在に至る	普通株式 4,900株
4	岡田敏夫 (昭和37年11月４日生)	昭和61年４月　川鉄商事㈱入社 平成３年４月　当社入社 平成６年10月　当社営業企画室長 平成９年６月　当社取締役企画室長 平成11年４月　当社取締役管理本部副本部長兼企画室長 平成12年４月　当社取締役総務部担当兼企画室長 平成13年６月　当社取締役生産事業部、総務部、経理部担当兼企画室長 平成14年10月　当社常務取締役東日本地区事業部担当兼関東ビル建事業部長 平成15年４月　当社常務取締役東京本社統括 平成18年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長 平成19年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼新規事業開発部長 現在に至る	普通株式 4,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
5	生瀬　均 (昭和21年８月12日生)	昭和44年４月　当社入社 平成５年４月　当社東京営業部長 平成８年４月　当社関東事業部副事業部長兼東京営業部長 平成12年４月　当社ビル建事業部長 平成13年６月　当社取締役関東ビル建事業部長 平成14年10月　当社取締役EM事業部、営業推進部、技術部、設計工務部担当 平成15年４月　当社取締役EM事業部、技術部、設計工務部担当 平成17年６月　当社取締役西日本事業部、EM事業部担当 平成18年４月　当社取締役兼常務執行役員営業本部長 平成19年４月　当社取締役兼常務執行役員営業本部長兼東日本営業ユニット部門長 現在に至る	普通株式 14,060株
6	小田　修 (昭和29年２月８日生)	昭和51年３月　㈱日本シャッター製作所入社 平成13年１月　当社九州支店長 平成16年３月　当社EM事業部長兼オーシマ営業部長 平成18年４月　当社内部統制統括部長兼リスク管理室長 現在に至る	普通株式 600株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役　津田　尚廣氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
津　田　尚　廣 (昭和31年８月14日生)	平成２年４月　大阪弁護士登録（第42期） 平成２年４月　本田陸士法律事務所入所 平成７年10月　なにわ橋法律事務所入所 平成13年11月　株式会社アイディーユー監査役 現在に至る 平成15年４月　大阪弁護士会「弁護士業務に関する市民窓口」運営委員会委員 現在に至る 平成15年６月　当社監査役 現在に至る	―

(注) 1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　津田　尚廣氏は、社外監査役候補者であります。

3.　社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とする理由について

津田　尚廣氏については、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって４年となります。

(2) 社外監査役としての責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者　津田　尚廣氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第５号議案　監査役補欠者１名選任の件

監査役補欠者　小林　喜雄氏は本総会開始の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役補欠者１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、候補者からは、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
小　林　喜　雄 (昭和24年10月５日生)	昭和48年８月　監査法人　中央会計事務所（現、みすず監査法人）入所 昭和52年10月　公認会計士登録 昭和57年12月　監査法人　中央会計事務所（現、みすず監査法人）退所 昭和58年１月　公認会計士　小林喜雄事務所所長 現在に至る 平成11年６月　当社監査役 平成17年６月　当社監査役補欠者 現在に至る 平成17年６月　小太郎漢方製薬株式会社　監査役 現在に至る 平成17年６月　ゼット株式会社　監査役補欠者 現在に至る	普通株式 2,000株

(注) 1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　小林　喜雄氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

3.　社外監査役補欠者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役補欠者とする理由について

小林　喜雄氏については、公認会計士としての豊富な経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役補欠者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役補欠者　小林　喜雄氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになり就任することとなった場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

株主総会会場ご案内略図

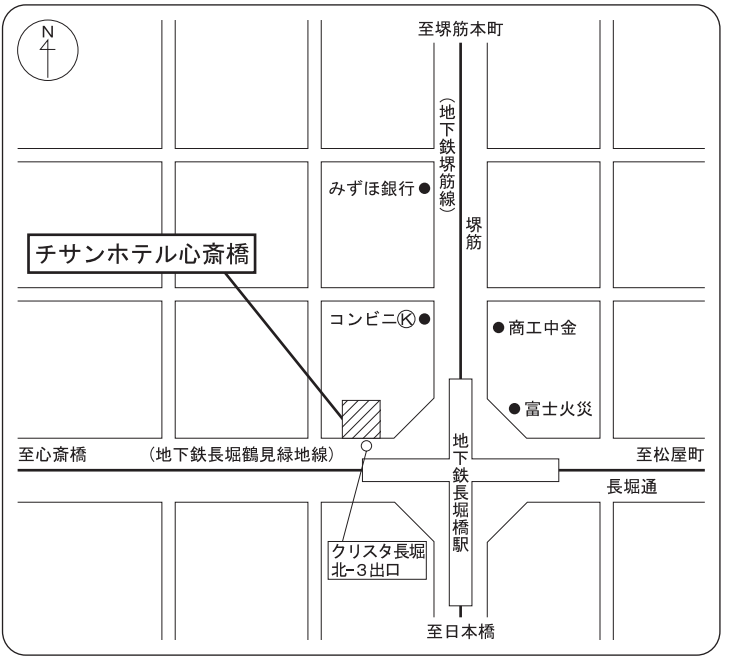

会場　チサンホテル心斎橋　第一会場
大阪市中央区南船場２丁目４番10号
TEL (06)6263-1511

交通　地下鉄堺筋線または長堀鶴見緑地線
「長堀橋」駅下車
２-Ａ出口方面
「クリスタ長堀」北-３出口よりすぐ